

児童生徒の最善の利益のために

スクールソーシャルワーカー活用事業 活用リーフレット



- いじめ、不登校、学力不振、暴力行為等の背景には、家庭や地域の繋がりやネグレクトや虐待といった家庭の養育上の問題、人間関係を中心としたトラブルも見られ学校だけでは解決ができていく事案も増えています。
- 山梨県では平成 20 年度より、児童生徒のおかれている様々な環境に働きかけることができる人材として、学校の枠を超えて、関係機関との連携をより一層強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置しました。
- 本リーフレットでは、スクールソーシャルワークの視点を紹介するとともに、スクールソーシャルワーカー活用事業ガイドラインの中で、重要だと思われる部分を整理し、学校現場等において活用いただけるよう作成しました。本冊子が広く活用され、児童生徒の最善の利益が図れることを心から願うものです。

山梨県教育委員会

「スクールソーシャルワーク」の視点とは・・・

児童生徒に関する課題や問題等はありませんか？

- ・不登校
- ・非行
- ・深夜徘徊
- ・暴力行為
- ・学力不振
- ・いじめ
- ・保護者対応が困難



- ・不登校の理由がわからない。
- ・怪我や傷が多い。
- ・遅刻や早退が多い。
- ・暴力・暴言が目立つ。
- ・身だしなみが整っていない。
- ・給食費等の未納がある。



「スクールソーシャルワーク的な視点」で児童生徒をみると・・・

A君は、感情的になりやすく、先生や友達に対して、暴力を振るってしまう。注意すればするほど、問題行動はエスカレートするばかり。
学校では「とても困った子」



- ① 人の行動には必ず、**目的**、**理由**があると考えます。
- ② 「困った児童生徒」は「**困っている児童生徒**」と捉えます。
- ③ 暴力を振るうことについて・・・
家庭内で暴力により押さえつけられた経験がある。
発達障害等による発達上の課題がある。
のではないかと考えます・
- ④ A君も**被害を受けているかもしれない**という視点を持ちます。

**不登校や問題行動等の背景にある要因を見立て、
解決のための手立てを考えます。**

スクールソーシャルワーク的な視点

いじめ、暴力行為といった問題行動や不登校の背景には、心理的な問題に加え、家庭問題、友人関係、地域、学校等児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると捉えます。



スクールソーシャルワーカー配置のねらい

- ・ 児童生徒の最善の利益を追求し、QOL（Quality Of Life）の向上を目指します。
- ・ 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒本人が置かれている環境への働きかけを行います。
- ・ 関係機関等とのネットワークによる支援体制の構築を行います。

スクールソーシャルワーカー活用のポイント

「スクールソーシャルワーカー」ができる支援は？

児童生徒への直接的なアプローチ

- ・ 面接や家庭訪問
- ・ 社会資源の紹介等

学校を通してのアプローチ

- ・ ケースに関する情報収集
- ・ **アセスメントとプランニング**
- ・ ケース会議への参加
- ・ 関係機関や社会資源などの情報提供
- ・ 教職員への研修
- ・ 関係機関とのネットワークの構築

【アセスメント】

学校が持っている情報に基づいて、発達上の課題、病気、心理的背景、家庭の状況、地域との繋がりなどの視点から児童生徒が置かれている状況のストーリーを読み解くこと。

【プランニング】

アセスメントを受けて、有効な手立てを具体的に考えること。

- ・ 目標の設定（長期、短期）
- ・ 具体的手立て（誰が何をするのか）

支援の流れ



学校が準備しておくことは？

校内支援体制を整える

- ・ 支援チームの構成員を決める
- ・ SSW との連絡調整担当を決める
- ・ SSW の専門性や役割を理解する
- ・ 校内体制への位置付けを明確にする

SSW が全てを解決してくれるものではありません。SSW の力を借りて学校が主体となり、問題の解決を図ります。

ケース会議等を通じて、教職員が互いに協働し、対応していく体制の構築が不可欠です。

対象児童生徒の資料

- ・ 起きた事案の経緯
- ・ 普段の様子
- ・ 家庭の様子



予め検討しておきましょう

考えられる原因や背景は？
どんなアプローチができるか？

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いは？



SC と SSW の連携



SC と SSW の活動領域は異なるため、集められる情報には限りがあります。的確な対応を行うためには、それぞれの情報を共有し、専門性に応じた支援がなされるようプランニングすることが大切です。



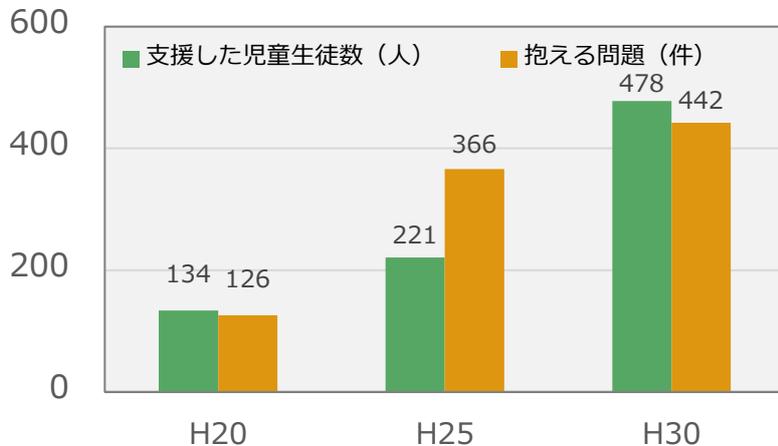
スクールソーシャルワーカー活用による効果は？



スクールソーシャルワーカー活用状況

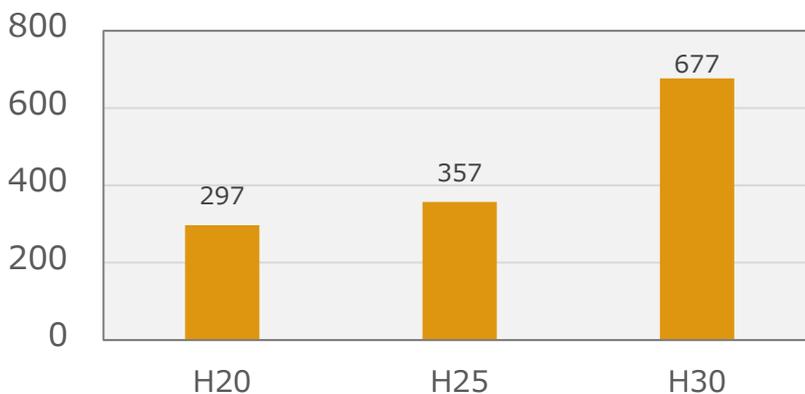
支援の状況は？

● 支援した児童生徒数と継続支援を必要とする児童生徒が抱える問題



SSW の周知が広がり、活用する学校が増えています。

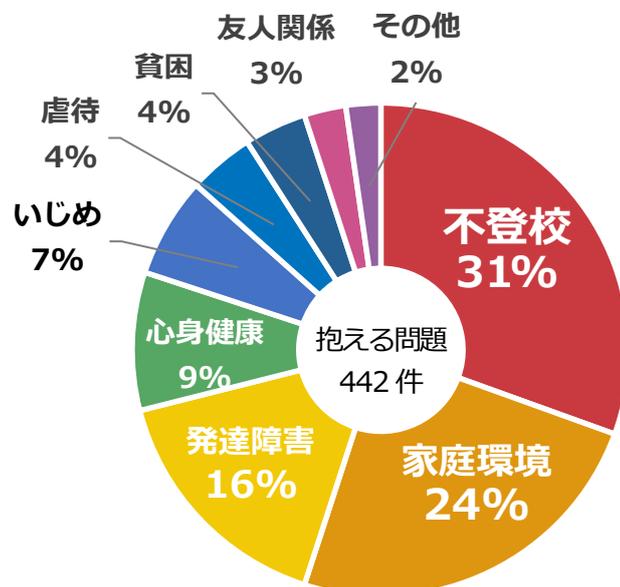
● SSW が参加したケース会議数



● 平成 30 年度の支援状況

要因の複雑化

不登校や家庭環境への支援に加え、発達障害に関する相談も増えています。また、近年の傾向として、家庭環境を起因とした不登校ケースや発達障害を抱える児童生徒が登校しづらさを示すケースなど、複数の要因が絡み合っている状況があります。問題の背景を的確にアセスメントし、福祉や医療機関と連携した支援体制の構築が求められています。



県スクールソーシャルワーカーに関する問い合わせ



公立小中学校担当のSSW

①中北教育事務所	韮崎市本町四丁目 2-4	0551-23-3086
②峡東教育事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2738
③峡南教育事務所	富士川町鯉沢 771-2	0556-22-8143
④富士・東部教育事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7822

県立学校担当のSSW

⑤特別支援教育・児童生徒支援課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1769
-----------------	--------------	--------------

<参考・引用文献>

文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月

和歌山県教育委員会『スクールソーシャルワークの視点を取り入れよう』

滋賀県教育委員会『スクールソーシャルワーカー活用リーフレット』

栃木県教育委員会『スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック』平成29年3月

宮城県教育庁『スクールソーシャルワーカー活用の手引き』平成31年2月

問い合わせ先 山梨県教育委員会

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1789